

平成 26 年度「公共工事の諸課題に関する意見交換会」

(一社) 日本建設業連合会提案テーマ

I. 日本建設業連合会の活動方針

日本建設業連合会（日建連）では、平成 26 年度の活動方針として、公共事業に関し以下の 3 項目を掲げ、積極的な活動を展開することとしております。国、地方公共団体、高速道路（株）、機構・事業団の一層のご支援とご協力をお願いします。

この意見交換会については、当会の最も重要な活動と位置づけており、的を絞った意見交換や結果のフォローを通じて着実な成果が上がるよう努めていきます。

(1) 東日本大震災被災地をはじめとする公共事業の円滑な施工の確保と担い手確保の促進

東日本大震災からの復興加速、大規模自然災害に対する事前防災・減災対策やデフレ脱却に向けた経済対策等により、全国的に公共事業が増大する中で、技能労働者の賃金上昇や資機材の逼迫といった事態が発生し、円滑な施工の確保が困難な状況となってきている。

日建連においては、国交省から打ち出された労務単価の引き上げ、発注ロットの拡大、柔軟な工期設定といった円滑な施工確保や担い手確保の促進のための施策に呼応し、技能労働者の処遇改善や現場における生産性の向上に努め、2 年連続となる“15 ヶ月予算”関連工事の円滑な施工確保に、会員企業一丸となって取り組む。

(2) 社会資本整備の計画的推進と災害対応力の強化

国による国土のグランドデザインや国土強靱化基本計画、インフラ長寿命化行動計画といった一連の計画策定は、真に必要な社会資本整備を計画的に推進する上で重要な役割を果たすことが期待される。日建連においては、こうした計画が実効あるものとなるよう、行政、学会等と連携した広報活動を展開し、社会資本の役割、整備の必要性等について、広く社会の理解を得るよう努める。併せて、必要な公共事業予算の安定的・継続的確保に向け、提言や要請を行う。

また、東日本大震災の貴重な教訓や経験を風化させることなく、大規模自然災害等に対する備えを強化するため、国や地方公共団体等との包括的災害協定の締結等を促進し、迅速な支援活動が行える体制を整備する。

(3) 建設業の健全な発展に向けた活動の推進（改正品確法の的確運用、生産性向上、理解促進）

第一に、インフラの品質確保とその担い手確保の実現を目指す改正品確法が、全ての発注者の共通のルールとして、現場において的確に運用されるよう、意見交換や要望活動を実施する。

第二に、建設現場の生産性向上を図るため、施工法の見直しや新技術・新工法の開発、入札契約制度や現場の施工プロセスの改善といったハード・ソフト両面からの取り組みを実施する。また、受発注者が一体となって生産性向上に向けた諸課題を改善できるよう環境整備に努める。

第三に、市民向け見学会等の広報活動を通じて建設業の理解を促進するとともに、国土のグランドデザイン等を踏まえ、中長期を見据えた建設業のビジョンを検討する。

Ⅱ. 意見を交換するテーマ

1. 社会資本整備の進め方

我が国経済がデフレから脱却し、好循環の実現への道筋を歩んでいく中で、平成 26 年度当初予算においては、これまでの公共事業費削減に歯止めがかかり、建設業界にも将来への明るい展望が見え始めている。

このような流れを確かなものとするためには、目指すべき国土の姿とそれを実現するために必要となる社会資本や整備費用を明らかにした国土のグランドデザインの策定、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」に基づく事前防災・減災対策の総合的かつ計画的実施、また「インフラ長寿命化基本計画」に基づく戦略的な維持管理・更新、更には 2020 年開催の東京オリンピック・パラリンピックに向けた首都圏域の計画的整備等を、広く社会の理解を得ながら着実に進めていく必要がある。そして、当面何より重要なことは、2 年連続となる“15 ヶ月予算”を円滑に執行し、景気回復を下支えしていくことが、受発注者に課せられた責務である。

日建連においては、建設業者の使命として、国家的課題となっている東日本大震災からの復興の加速、南海トラフ巨大地震等の大規模自然災害に対する防災・減災対策、老朽化したダムや橋梁等の社会インフラの再生、東京オリンピック関連事業等に、会員企業が持つ技術力・マネジメント力を結集し、その整備促進と迅速かつ円滑な工事施工に、総力を挙げて取り組んでいくこととしている。

これらの点を踏まえ、以下に示すような取組についてご意見を伺います。

(1) 公共事業の安定的・継続的確保

①国土のグランドデザインの策定、公共事業費の安定的・継続的確保

(2) 国土強靱化、都市インフラ整備、災害対応力強化、広報活動の充実

①国土強靱化法に基づく計画策定及び整備の推進

②東京オリンピックを契機とした都市インフラ整備の計画的推進

③災害協定の充実等の災害対応力の強化（BCP策定会社の活用、包括的災害協定の締結等）

④広報活動の充実（建設界が一体となった現場見学会の推進、整備効果の広報等）

(3) 東日本大震災からの復興の加速

①復興に向けた街づくり、復興道路・復興支援道路、海岸堤防等の整備の促進

(4) インフラ老朽化対策の推進

①国や地方公共団体等におけるインフラ長寿命化のための「行動計画」及び「個別施設計画」の早期策定とこれに基づく戦略的な維持管理・更新の推進

2. 円滑な施工の確保と担い手確保の促進

建設業界においては、東日本大震災を契機とした被災地の復旧・復興工事や全国的な防災・減災対策工事等の実施拡大に伴い、受注が大幅に伸びており（平成 25 年度における日建連会員企業の受注実績は、ほぼ 10 年前の水準に回復することが見込まれる）、手持ち工事量も近年では最高

規模になるものと考えられる。

その一方で、建設業は、公共事業費が多年にわたり縮小する中で、安値競争を余儀なくされ、元請企業も下請企業もスリム化とリスク分散を強いられたことから、下請構造の重層化と技能労働者の処遇低下が進行し、技能労働者等を確保しにくい状況が発生している。

このため、不調・不落を回避しながら、“15ヶ月予算”の切れ目のない発注と、円滑な施工の確保や担い手確保を実現していくためには、受発注者が良好なコミュニケーションの促進を図りながら、課題解決に取り組んでいくことが求められている。

また、ダンピング対策や担い手の確保等の課題に対応した基本理念や発注者の責任の明確化、交渉方式等の多様な入札契約制度の導入という新たな視点を盛り込んだ“品確法の改正”が国会に提出される運びとなっている。一日も早い法律の成立と改正品確法が現場において的確な運用がなされるよう、受発注者協働で取り組んでいく必要がある。

国交省の円滑な施工確保対策（H26年2月）においては、労務単価の2年連続となる大幅な引き上げとともに、適正な工事採算性の確保、人手不足への対応、発注の平準化といった実効性ある対策が網羅されており、その効果が期待されている。日建連が実施したアンケート調査結果^{注1)}においても、円滑な施工の確保等の促進を図るためには、「発注の平準化」はもとより、「実勢価格を適切に反映した積算」、「工期の適切な設定と工事一時中止の柔軟な運用」、「設計変更・スライドの円滑・確実な実施」、「監理技術者・技能労働者の確保」といった課題解決に、優先的に取り組んでいく必要があることが明らかとなっている。

これらの点を踏まえ、公共工事に関係する全ての受発注者が共通のルールのもとで、以下のような施策に取り組むことについて、ご意見を伺います。

注1) 参考資料「アンケート調査の結果—円滑な施工の確保と担い手確保の促進に向けた取り組み」

（1）入札契約制度等の改善

①改正品確法の現場における的確な運用

品質確保と担い手確保の実現を図るため、改正品確法が現場において的確に運用される必要がある。

②発注ロットの拡大、二段階選抜、一括審査方式の導入拡大

技術者不足や受発注者負担の軽減につながる実効ある対策の導入拡大が必要である。

（2）現場における円滑な施工の確保

①各地域における発注の見通しや資機材情報の共有化の促進

発注の見通しや、受注者・供給サイドも含めた資機材調達等に係る情報の共有化を図るため、各地域における既存協議会等を活用した体制の整備が必要である。

②実勢価格を適正かつ早期に反映した積算

地方公共団体等における平成26年度公共事業設計労務単価の国に準じた引き上げ、労務賃金や資機材価格の積算への反映等の実効ある施策が展開され、積算面での改善が進んでいるが、市場価格を適正かつ早期に反映するためには、機動的調査とそれに基づく価格の早期改定、全国的ネットワークによる人材の確保や資機材調達の費用等の適正な算入、見積もり活用方式の適用拡大等の更なる改善が必要である。

③工期の適切な設定と根拠の明確化、工事一時中止等の的確な運用

工期の設定、工事一時中止の運用や増加費用の支払、工期短縮のための急速施工に伴う増加費用の支払等について、多くの受注者から不満の声が上がっている。工期の適切な設定と資料添付等による根拠の明確化、受発注者によるクリティカルな工程管理情報の共有化、またフレックス工期等の工期を柔軟に設定できる方式の採用等を通じて、約6割の工事で工期が守られていないことや請負者の追加費用負担が発生している現況の改善に、受発注者協働で取り組む必要がある。

④設計変更やスライド条項を円滑かつ確実に実施するための取組みの推進

これまで受発注者協働で取組んできた設計変更に係る様々な施策^{注-2)}や、国による設計変更の運用上の上限（原則30%以下）を柔軟に運用する取組み、インフレスライド条項の適用拡大といった新たな施策について、更なる改善の促進や現場における周知・活用の徹底を図る等、設計変更等を円滑かつ確実に実施していく取組みを、受発注者が夫々の立場でまた協働で推進していく必要がある。

注-2) 条件明示・設計照査・設計変更に関するガイドラインの整備と活用、三者会議の開催、ワンデーレスポンスの拡大、受注者が参画できる設計変更審査会の開催、設計変更書類作成に係る役割分担の適正化と費用の支払、協議簿等に概算金額を明示した変更協議の実施等。

(3) 担い手（技術者・技能者）の確保・育成

①監理技術者の確保・育成

若手監理技術者の育成を促す総合評価方式のWTO工事への拡大、専任補助者制度における実績の更なる緩和、企業のサポート体制の評価、拘束期間の短縮等、監理技術者の専任制・要件・実績の緩和を図り、技術者の確保・育成を推進する必要がある。

②技能労働者の確保・育成

労務賃金の適正な支払、社会保険費支払いの徹底、女性の参画等の技能労働者確保に向けた総合的取組を推進する必要がある。

(4) 公共建築工事の円滑な施工の確保

国土交通省、総務省は、最新単価による予定価格設定の徹底、積算で用いる単価への見積の活用、スライド条項の適切な設定・活用、予定価格の適正な設定等に関する相談受付の活用等の措置を講じることにより、実勢を踏まえた適正な予定価格の設定等を通じた円滑な施工確保を図ること、また、歩切りなど不適切な措置を行わないことを要請され、関連して、国土交通省は、「見積もり活用方式」運用マニュアル、インフレスライド条項運用マニュアルを作成された。

公共建築工事について、過去にない、幅広く詳細な運用方針を提示いただき、大変ありがたく感謝しており、当会も円滑な施工確保への取組みを推進しているところである。発注者においてこれらの要請に従った取組みがなされること、また、地方公共団体などに対する適切な助言と指導をよろしくお願ひしたい。

以上。